平成 22 年度 事務事業事後評価調書 (平成 21 年度事業)

整理番号 8 - 41

1 事務事業の表示

: 該当

事	事務事業名 漁業近代化資金利子補給事業													
	価者	担当課名			産業振興課			担当係名			水産係			
評		77 TEL 1141	職名	課長			職名		7	課長補佐兼水産係長				
		管理職	氏名		石井 弘道		作成者		氏名	7	大石 嗣夫			
事	業の概要	関に対して利]子補給	金を	售する漁業者資金を貸付ける金融機交付し、漁業者の利息軽減化を行う安定化を図っている。						全体計画 (平成 20 年度~ 24 年度) 年度 24 年度) ・ ・ ・			
実	施方法	直営			民間委詞		そ	その他 ()	
第 5 期 総 合 計 画 (前期)			登載事業 非登載事業 優先度				Α							
		政 策 目	標	1	はつらつ・雄武~地域産業の振興~									
	業の位置付け	基本が	逝 策	3	水産業の振興									
事		単 位 が	逝 策	2	経営基盤の強化									
		事務事業の)種類		自治事和	务		法定	受託事務	务				
		その他計画・根拠等 漁業近代化資金助成法、雄武町漁業近代化資金利子補給条例								条例				
	実施年度	20年度(実績	213	年度	- (1 111)		度(見込)		23年	度(計画)		24年度(計画)		
事業費	国·道支出金	千日			千円			千円		千円				千円
	地方債	千月			千円			千円		千円				千円
書	その他財源 雄武町負担額	千月			千円		千円		千円				千円	
-	(一般財源)	1,511 <mark>千月</mark>	刊	1,6	602 千円		1,625 千円		1	,690	千円		1,788	千円
	合 計	1,511 千日	J	1,6	602 千円		1,625 千円		1	,690 千円 1,788		1,788	千円	

132

2 事務事業の目的・内容(Plan·Do)

<u>- +10++0+</u>	DA. LAJEL (LIGH, DO)								
【誰、何が(対象)】	町内漁業者	望ましい指標(目的達成状況を最も端的に表す理 論上の成果指標)							
【抱える課題や	燃油高騰等により、経営基盤の弱体化 が懸念される。		借入者数(利子補給者数)						
ニーズは】			『標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値					
			借入者数の実績	目标	票年度	平成21年度			
【どのような状態 になることを目指	漁業施設の整備拡充が図られると共 に、漁業経営の近代化の推進により、 漁業経営の安定化を図る。			目	標値	140 件			
したのか(意図)				実	績 値	173 件			
				達	成 度	123.6 %			
【その結果、どの	借入金利息の軽減化を図ることにより、 漁業経営の安定化を図る。			目村	票年度				
ような成果を実現				目	標値				
したいか】 成果 = 目的					績 値				
				達	成 度	%			
内 容(どのような手段で何を行ったか)									
漁業近代化資金 融資金融機関へ の利子補給	漁業経営の近代化等を推進する漁業者に本資金を貸付ける融資金融機関(漁組)に対する 利子補給金の交付。								

2	古双古光の気体(でしょい)
3	事務事業の評価(Check)
(1)事務事業の必要性(町民ニー

(1)事務事業の必要性(町民ニー	・ズ・社会情勢に!	照らして妥当か、	町が担う必要があるか	。当該事務事業
を実施しなし	1場合の支障、既	存事務事業との)機能重複や見直しによ	る対応可能性)

	を実施しない場合の支	^{倬、} 既仔事務事業との機能重復 ²	や見直しによる対心可能性)						
必要	一義務的なもの 一会部	本資金については、漁業近代化資 給をしており、本町のおいても条何 約に基づき利子補給率に上限を	列及び雄武漁業協同組合との契 設定して補助支援しているもので						
必要/概ね必要/ 課題あり	一部	あり、漁業経営の安定化のために	こ、町が行う必要がある。						
(2)事務事業の有効	性(期待する効果が得ら	れたか)							
有効	設定した目標値の達成 状況 達成 □ ほぼ達成	・漁船の大型化及び漁業資材の 利子補給をすることにより、漁業							
有効/概ね有効/ 課題あり	下回る								
(3)事務事業の効率	性(コストに見合った効果	いつである。計画上のコストを	を下げる工夫をしたか)						
効率的	判断の理由 事業費抑制 人員削減	漁業近代化資金助成法及び町条 代化資金借入に係る利子補給で							
効率的/概ね効率 的/課題あり	時間短縮·作業軽減 その他		•						
(4)事務事業の公平									
公平 公平/概ね公平/公平でない	判断の理由	漁業近代化資金助成法及び町条 あり、融資を受けた者が、全体事 る。							
A:計画通り事 B:ほぼ計画通 C:当初の計画 D:事業効果が	4 総合評価【A ~ D】 A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当 等 B:ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要 等 C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要 等 D:事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要 等 自己評価(一次評価)								
	A								
漁業経営の近代化及び漁業経営の安定化の ためには必要な事業であり、計画通り事業を 進めることが適当と判断する。									
今後の展開方向 (Action)									
継続/	′ 現状維持								
本資金は、国、道も利子補給しているものであり、本町においても条例及び雄武漁業協同組合との契約に基づき利子補給をに上限を設定して補助支援しているものであり、近年の漁船の大型化等、漁業形態が変化してきており、漁業近代化の推進、漁家経営の安定化のために継続した補助支援が必要である。									
*展開方向の区分 継続/現状約	#持又は拡充又は縮小又は	・ 統合又は内容の見直し・変更	終了 休止 廃止						
5 その他特記事項 (アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)									